

第 11 次雫石町交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

雫石町交通安全対策会議

目次

計画の策定にあたって-----	1
用語の定義-----	1
計画の対象期間と目標-----	1
計画の基本的理念-----	2
第1章 道路交通安全-----	4
第1節 道路交通安全についての目標-----	4
1 道路交通事故の現状と今後の見通し-----	4
(1) 道路交通事故の現状-----	4
(2) 町内の過去5年間における交通事故発生状況及び交通死亡事故の特徴-----	4
(3) 道路交通を取り巻く環境-----	5
(4) 道路交通事故の見通し-----	5
2 交通安全計画における目標-----	5
第2節 道路交通安全についての対策-----	6
1 今後の道路交通安全対策を考える視点-----	6
(1) 高齢者及び子供の安全確保-----	6
(2) 歩行者と自転車の安全確保と遵法意識の向上-----	6
(3) 町民自らの意識改革-----	7
2 講じようとする施策-----	8
(1) 道路交通環境の整備-----	8
ア 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備-----	8
イ 道路の改築等による交通事故対策の推進-----	8
ウ 幹線道路における交通安全対策の推進-----	9
エ 交通安全施設等の整備事業の推進-----	9
オ 自転車利用環境の総合的整備-----	9
カ 災害に備えた道路交通環境の整備-----	10
キ 総合的な駐車対策の推進-----	10
ク 交通安全に寄与する道路交通環境の整備-----	10
ケ 町民と一体となった道路交通環境の整備-----	11
(2) 交通安全思想の普及徹底-----	11
ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進-----	11
イ 効果的な交通安全教育の推進-----	13
ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進-----	13
エ 交通指導員の育成・強化-----	15

オ	町民の交通安全活動への参加・協働の推進-----	15
(3)	安全運転の確保-----	15
ア	高齢者支援の推進-----	15
イ	シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底-----	15
(4)	自転車の安全性の確保-----	15
ア	安全利用の気運の醸成-----	15
イ	児童・生徒が利用する自転車への安全の確保-----	16
ウ	夜間における交通事故防止-----	16
(5)	道路交通秩序の維持-----	16
ア	暴走行為阻止のための対策-----	16
イ	車両の不正改造の防止-----	16
(6)	救急・救助活動の充実-----	16
ア	救助・救急体制の整備-----	16
イ	救急医療体制の整備-----	16
(7)	被害者支援の充実と推進-----	16
ア	損害賠償の請求についての援助等-----	17
イ	交通災害共済への加入促進-----	17
ウ	無保険（無共済）車両対策の徹底-----	17
第2章 鉄道交通の安全-----		18
第1節	踏切事故のない社会を目指して-----	18
1	踏切事故の状況等-----	18
2	交通安全計画における目標-----	18
第2節	踏切道における交通の安全についての対策-----	18
1	今後の踏切道における交通安全を考える視点-----	18
2	講じようとする施策-----	18
(1)	踏切保安設備の整備-----	18
(2)	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置-----	18
資料編 過去5年間の主要交通統計		
1	雫石町内における過去5年間の基礎数値-----	19
2	雫石町内における様態別人身事故発生状況-----	20

計画の策定にあたって

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降、10次にわたり雫石町交通安全計画を策定してまいりました。これまでの計画に基づき、各関係機関及び関係団体等において各般にわたる交通安全対策を強力に実施した結果、その着実な進展をみているところがあります。

雫石町における交通事故の発生状況は、岩手県全体の傾向と同様、緩やかな減少傾向にはありますが、交通死亡事故が発生するなど、依然として大きな社会的課題となっており、今後も高齢者人口や高齢運転者の増加から、厳しい状況が続くものと考えられます。

このような状況下で、交通安全を確保するには、従来にも増して交通安全関係機関・団体との緊密な連携はもちろん、町民一人ひとりが主体的に交通安全活動に参加し、全力で取り組まなければなりません。

本計画は、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指していくうえで、真に実効あるものとするために、交通安全に関する計画をとりまとめたものです。

本計画の策定にあたっては、本町の交通事故の特徴を踏まえ、交通事故が減少するよう重点的に対策を実施してまいります。

用語の定義

この計画における用語の意味は次のとおりです。

- 1 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定された道路上において発生した事故で車両等及び列車の交通によって起こされた事故のうち、人の死亡又は負傷を伴う事故（人身事故）をいいます。
- 2 「死亡事故」とは、交通事故の発生から、24時間以内に死亡した場合の事故をいいます。
- 3 「死者数」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者の数をいいます。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の高齢者をいいます。
- 5 「子ども」とは、中学生以下の子どもをいいます。

計画の対象期間と目標

計画の対象期間は、国や県の第11次交通安全計画と同様、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

目標は、道路交通については、年間の24時間交通事故死者数0人、年間の重傷者数5人以下、鉄道交通については、踏切事故発生件数を0件とします。

計画の基本的理念

1 交通事故のない社会を目指して

本町においても、県内の人口動態と同様に、急速な人口減少と高齢化が進行しています。

さらに、価値観の多様化、生活に対する個々のニーズの複雑化が進むなど、社会環境が大きく変化しています。

このような中で、だれもが安心していきいきと暮らせる住みよい社会を形成するためには、災害や交通事故、犯罪等に対する不安のない、安全で安心な生活を確保していくことが極めて重要です。

特に、高齢者の交通事故割合が極めて高いことを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であります。これまで様々な対策がとられてきたところですが、交通事故発生件数は減少したものの、高齢者の交通事故件数の占める割合が多くなっていることから、更なる対策を講ずることが必要です。

また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案すると、交通事故のない社会が実現するよう、悲惨な交通事故の根絶に向けて、これまで以上に強力な取り組みを継続していかねばなりません。

2 人優先の交通安全思想

交通事故のない社会の実現に向けては、自動車と比較して弱い立場にある方への配慮や思いやりが大切です。道路交通における歩行者、また、すべての交通においては、高齢者・障がい者・子ども等のいわゆる交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。このような『人優先』の交通安全思想を基本とした施策を推進していく必要があります。

3 施策推進に当たっての基本的な考え方

本計画においては、計画期間内に達成すべき目標を設定するとともに、その実現を図るための施策を明らかにしていきます。

具体的には、交通社会を構成する『人間』、『車両』及びそれらが活動する場としての『交通環境』という3つの要素のうち『人間』と『交通環境』について、それら相互の関連を考慮しながら、可能な限り施策に成果目標を設定し、これを町民の理解と協力の下、強力に推進します。

第1に、人間に係る交通安全対策については、運転者には、知識や技能の向上、

交通安全意識の徹底を図り、歩行者等には、交通安全意識の徹底及び指導の強化を図ります。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させます。

第2に、交通環境に対する交通安全対策としては、交通安全施設等の整備、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等を図ります。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人の移動空間と自動車や鉄道等の車両との分離を推進します。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等の歩道整備を積極的に行います。

また、交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動を充実させるとともに、「犯罪被害者等基本法」の制定を踏まえ、交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図ります。

さらに、交通事故防止のためには、町民の主体的な活動の推進が重要であることから、関係機関、団体等の緊密な連携の下に施策を推進するとともに、各種活動に町民が直接参加できる参加・協働型の交通安全活動を推進します。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通安全についての目標

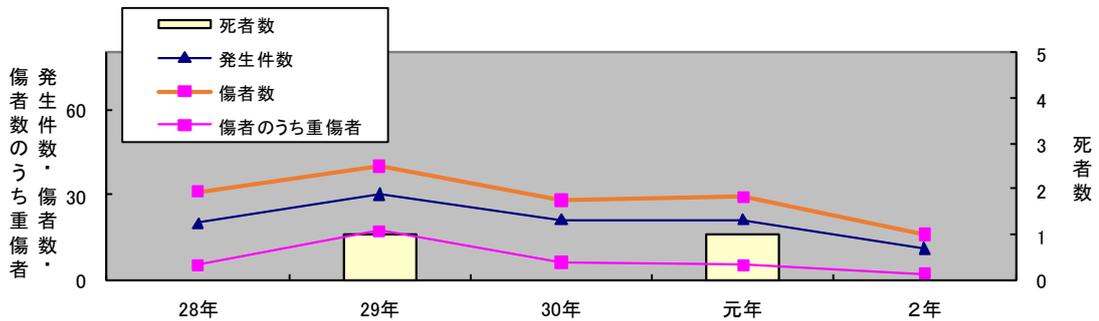
1 道路交通事故の現状と今後の見通し

(1) 道路交通事故の現状

本町では、第10次交通安全計画の下、町民の参加と協力を得て、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、対策を推進してきたところです。

その結果、平成29年をピークに発生件数、傷者数とも減少傾向にあります。

雫石町内で発生した交通事故の年別推移



区分	28年	29年	30年	元年	2年	合計
発生件数	20	30	21	21	10	102
死者数	0	1	0	1	0	2
傷者数 (うち重傷者)	31 (5)	40 (17)	28 (6)	29 (5)	16 (2)	144 (35)

(2) 町内の過去5年間における交通事故発生状況及び交通死亡事故の特徴

ア 一般県道及び町道において、交通死亡事故が1件ずつ発生しています。

路線	区分	28年	29年	30年	元年	2年	合計
国道	件数	11	9	9	6	2	37
主要地方道		1	2	0	0	3	6
一般県道		4	5	5	5	1	20
町道		4	13	6	10	4	37
上記以外(※1)		0	1	1	0	0	2
国道	死者	0	0	0	0	0	0
主要地方道		0	0	0	0	0	0
一般県道		0	1	0	0	0	1
町道		0	0	0	1	0	1
上記以外		0	0	0	0	0	0
国道	傷者	19	16	15	10	3	63
主要地方道		1	4	0	0	6	11
一般県道		5	6	5	6	1	23
町道		6	13	7	13	6	45
上記以外		0	1	1	0	0	2

※1 上記以外 道路以外で車両が往来する場所(例:店舗の駐車場など)

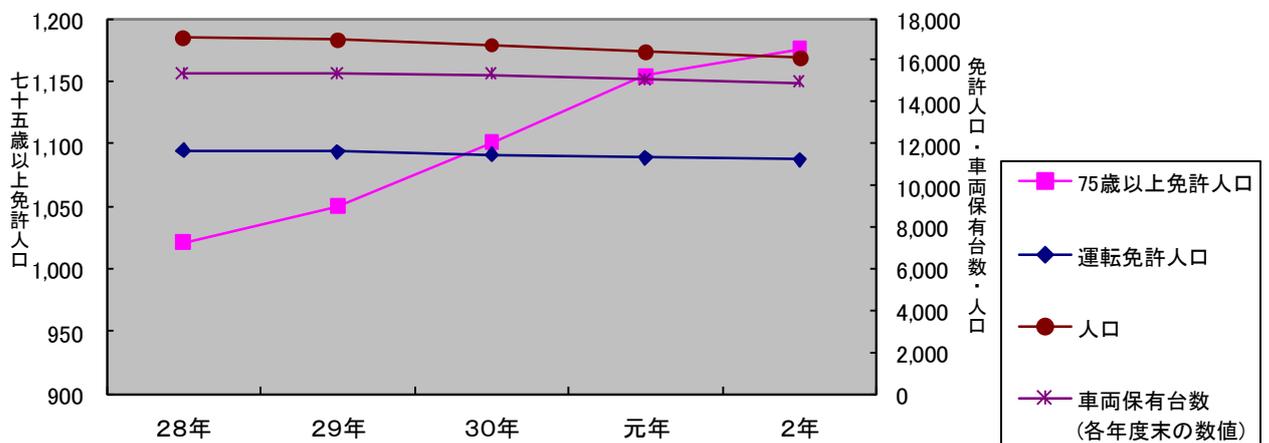
イ 交通事故発生件数のうち、高齢者の関係する事故の比率は5割に近い状況です。

	28年	29年	30年	元年	2年	平均
高齢者の関係する事故件数	8	15	9	12	5	9.8
発生件数に占める比率	40.0%	50.0%	42.9%	57.1%	50.0%	48.0%

(3) 道路交通を取り巻く環境

本町の道路交通を取り巻く状況は、車両保有台数、運転免許人口共に減少傾向です。しかし、交通事故の当事者となる比率の高い高齢者の人口の急増に伴い、75歳以上免許人口も急増しており、交通事故発生に大きな影響を与えるものと考えられます。

雫石町の75歳以上免許人口と免許人口、車両保有台数、人口



(4) 道路交通事故の見通し

将来の交通事故の状況について推定すると、高齢者の免許保有者、保有率の急増に伴い、高齢者の関係する自動車運転中の事故の割合が増加するという事態が懸念されます。

2 交通安全計画における目標

【数値目標】 年間の死者数 0人
年間の重傷者数 5人以下

交通事故のない社会を実現することが目標ですが、中期的な目標として、第11次岩手県交通安全計画の目標に準じ、本計画の計画期間である令和7年までに、年間の死者数を0人とすることを目指します。

また、日常生活に影響の残るような重傷事故を減らすことにも着目し、令和7年までに年間の年間の重傷者数を5人以下とすることを目指します。

第2節 道路交通安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

量的・質的に変化していく道路交通を背景とした交通事故の状況に対処していくためには、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

このため道路交通の安全に関連する機関・団体が連携を一層密にし、次の視点に立った交通安全対策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

高齢者が関係する交通事故の割合が高いことや、今後も高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全・安心に外出や移動ができる交通社会の形成が必要です。

このため、高齢者の生活実態を踏まえた総合的な交通安全対策を推進する必要があります。特に、歩行中や自転車乗車中に被害に遭うケースの他に、自動車運転者として加害者になるケースへの対応や、交通環境のバリアフリー化等が重要です。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路等の子どもが移動する経路において、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を推進するとともに、地域の方々による見守りや交通安全関係団体による安全指導を積極的に推進します。

(2) 歩行者と自転車の安全確保と遵法意識の向上

歩行者の安全を確保することは必要不可欠であり、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全を高めることがより一層求められています。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による安全な歩行空間の確保を図る対策を推進します。

また、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図ります。

一方で、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員として交通ルールの遵守と交通マナーの向上や、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、すべての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、加入済みの保険内容の確認や損害賠償責任保

険等への加入促進等の啓発を推進します。

さらに、自転車の交通ルールに関する理解を深める交通安全教育等の充実を図るなど、自転車利用者をはじめとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図ります。

(3) 町民自らの意識改革

交通事故のない社会を目指していくためには、すべての町民が、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を再認識する必要があります。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実するとともに、一方的な情報提供や呼び掛けにとどまらず、町民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする意識を持つことが重要です。

このため、町民が交通安全に関する各種活動に直接関わるための具体的な行動を起こす仕組みづくりを進めるなど、町民参加・協働型の交通安全活動を推進します。

2 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

交通事故を防止するためには、人と車が安全で円滑に通行できる道路や交通安全施設等の整備を進め、より安全な道路交通環境を形成する必要があります。

このため、交通安全施設等の整備にあたっては、事故が多発している箇所に対して重点的に防止対策を実施し、着実な事故の削減を図ります。

また、子どもを事故から守り、高齢者等が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、人優先の道路交通環境の整備の強化を図ります。

ア 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(ア) 通学路等の歩道整備の推進

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、危険箇所の洗い出しなどの継続的な取り組みを行うとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、保育所等の対象施設、学校、教育委員会、警察、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

(イ) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

- ① 高齢者、障がい者等の生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたより安全な歩行空間の整備を推進します。
- ② 冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者が多い生活道路を中心に除雪の効率化を図ります。

イ 道路の改築等による交通事故対策の推進

(ア) 改築による道路交通環境の整備

- ① 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、既存道路に歩道を設置するための拡幅など、道路の改築事業を推進します。
- ② 交差点及びその周辺における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点の改良を推進します。
- ③ 一般道路の新設・改築にあたっては、必要に応じ道路標識や道路照明等の交通安全施設についても整備を推進します。

(イ) 冬季積雪・凍結路面の安全の確保

冬季の安全な道路交通を確保するため、予防的・計画的な通行規制や除雪作業、凍結防止剤の散布を実施します。

ウ 幹線道路における交通安全対策の推進

(ア) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

- ① 国土交通省が定める事故ゼロプランにおいて、当町を通る国道 46 号がその対象となった場合、合同現地点検に対応します。
- ② 事故要因に即した効果の高い交通安全啓発活動等を立案・実施し、完了後は、その効果を分析・評価して、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の対策に活用します。

(イ) 事故危険箇所対策の推進

死傷事故が多発している交差点、区域、区間について、道路管理者と公安委員会が連携し、集中的な事故抑止対策を推進します。

- ① 公安委員会に対して信号機の設置や交通規制を、国道と県道については道路管理者に対して必要な措置を講ずるよう調整を図ります。
- ② 町道については、イメージハンプ（※1）、ドットライン（※2）、道路反射鏡の設置など交通安全対策を講じます。

※1 イメージハンプ

道路の外側線及び中央線の内側に沿ってカラー舗装し、色等の変化により車道の幅員が狭くなっているように見せかけ、速度の抑制を図るもの。

※2 ドットライン

交差点等において従道路側に、停止線とは別の白色の破線を表示することで、交差点であることを認識させて停止を促すもの。

- ③ 夜間の交通事故防止のため、道路標識の高輝度化や道路照明・赤色回転灯等の設置による夜間事故対策を推進します

(ウ) 重大事故の再発防止

重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の事故発生原因を調査し、事故の再発防止を図ります。

エ 交通安全施設等の整備事業の推進

(ア) 交通安全施設等の戦略的維持管理

既存の交通安全施設等の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設等については機能向上と計画的な更新に努めます。

(イ) 交通安全施設等総点検の実施

保育施設、学校、地域、関係団体等からの要望に応えるべく、交通安全施設等の総点検を実施し、改善を必要とする施設等の整備を図ります。

オ 自転車利用環境の総合的整備

(ア) 安全で快適な自転車利用環境の整備

自転車通行空間を継続的に安全で快適に利用するため、舗装補修や除草等の

適切な維持管理を行うとともに、道路管理者と県警察が連携し、適切な道路標識及び道路標示等の設置・運用を推進します。

(イ) 自転車等の駐車対策の推進

放置自転車等がある場合は移動するなど、問題解決のため、関係機関と協力して整理・撤去等を推進します。

カ 災害に備えた道路交通環境の整備

(ア) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じ緊急交通路を確保するとともに、混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

(イ) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路管理者と連携し、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者へ提供します。

キ 総合的な駐車対策の推進

(ア) 駐車場の有効活用

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、既設の駐車場の有効活用を推進します。

(イ) 違法駐車排除する機運の醸成・高揚

町民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体、地域住民と連携の下、違法駐車を排除する機運の醸成・高揚を図ります。

ク 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(ア) 道路の使用及び占用の適正化等

- ① 道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路交通への影響を最小限に止めるとともに、適正な運用と併せて許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。
- ② 不法占用物件等については、実態調査に基づき、指導を行います。
また、不法占用防止を図るための啓発活動と併せて道路の愛護思想の普及を図ります。
- ③ 道路の掘り返しを伴う占用工事については、工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工の時期や方法を調整します。

(イ) 子どもの遊び場等の確保

子どもが道路で遊ぶことによる交通事故の発生を防ぐため、子どもの遊び場等の環境に恵まれない地域については、小学校、中学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設等の開放の促進を図ります。

(ウ) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

- ① 道路交通の危険が認められる場合及び道路工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。
- ② 車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図ります。

ケ 町民と一体となった道路交通環境の整備

道路交通の安全は、道路利用者の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者等が日常感じている意見について、アンケート、要望書等を取りまとめて道路交通環境の整備に反映させます。

また、交通安全は、町民の安全意識により支えられていることから、交通安全対策・活動に町民が主体的に参加できる仕組みをつくり、行政との連携による交通安全対策・運動を推進します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全思想は、生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成するうえで重要です。

このためには、人の成長過程やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育や、普及啓発活動を行うことで、交通安全意識を向上させ、マナーを身に付けることが重要です。

交通安全教育・普及啓発活動については、学校、警察、関係団体、地域、家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら町民の参加・体験・実践型の活動を推進します。

ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(ア) 幼児に対する交通安全教育の推進

- ① 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において、安全に道路を通行するために必要な基本的な技術及び知識を習得させることを目標とします。
- ② 保育施設においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を継続的に行います。

(イ) 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

- ① 小学生に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通

行するために、道路交通の危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

- ② 中学生に対しては、自転車の安全走行に必要な知識と技能の習得に加え、他人の安全にも配慮できることや安全に対する自己責任感を育てることを目標とし、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。
- ③ 高校生に対しては、二輪車・自転車の安全走行に必要な技能と知識の習得に加え、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動することができる健全な社会人を育成することを目標とし、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として人命尊重を根幹に置いた交通安全教育を行います。
- ④ 各学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力し、各教育活動全体を通じて交通安全教育を実施します。
- ⑤ 関係機関・団体は、各学校における交通安全教育への支援として指導者の派遣、情報の提供等を行うとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒に対する補完的な交通安全教育を行います。

(ウ) 成人に対する交通安全教育の推進

- ① 免許取得後の教育は、運転者としての社会的責任の自覚、危険予測・回避の能力、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とします。
- ② 各地区防犯交通安全協会の事業として、交通安全講習会の開催を推進します。

(エ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

- ① 加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動について理解させるとともに、納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。
- ② 高齢者のサークル活動の場や高齢者の集まる場所において、出前方式による交通安全教室の開催やポスターの掲示、反射材の配布等を行います。

(オ) 障がい者等に対する交通安全教育の推進

地域における福祉活動等の場を利用することなどにより、障がいの程度に応じ、きめ細やかな交通安全教育を推進します。

イ 効果的な交通安全教育の推進

受講者の年齢や道路交通への関わり方に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実により、効果的な交通安全教育の実施に努めます。

ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(ア) 交通安全運動の推進

- ① 春と秋の「全国交通安全運動」及び夏と冬の「交通事故防止県民運動」、「交通事故死ゼロを目指す日」、「自転車の安全利用推進期間」を広く町民に周知し、町民参加型の運動として展開します。
- ② 季節毎の運動のほか、年間を通じた交通安全運動を計画的に展開するとともに、事故の発生状況等を踏まえた運動を実施します。
- ③ 毎月1日の「岩手県交通安全の日」、毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、及び毎月17日の「岩手県シルバー交通安全指導の日」を中心に、それぞれの目的に合わせた町民参加型の活動を展開します。

(イ) 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

- ① 自転車は、通勤・通学をはじめ、配達やサイクリングなどの目的で身近に利用されていることから、安全な自転車利用を進めるための交通安全教育等の充実を図ります。
- ② 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守すること、交通マナーを実践しなければならないことを理解させるほか、自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、歩行者やほかの車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。
- ③ 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面を有しており、交通に参加するものとしての十分な自覚・責任が求められることについて意識啓発を図るとともに、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとしての自転車損害賠償責任保険への加入等の周知による安全利用を促進します。

(エ) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の

徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、啓発活動を行います。

(オ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果や使用方法について理解を深めるため、保育施設等と連携し効果的な広報啓発や情報提供等により、正しい使用方法を周知します。

(カ) 反射材用品等の普及促進

- ① 夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、反射材の視認効果や使用方法等について理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

また、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図ります。

- ② 農作業用車両等の利用者に対しても、農業機械用後部反射マーク（通称「低速車マーク」）の取付け及び衣服や積荷への反射材装着の促進を図ります。

(キ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、地域・職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という町民の規範意識の確立を図ります。

(ク) 効果的な広報の実施

- ① 家庭へ交通安全を浸透させるため、防災行政無線や町広報誌等を活用した広報の充実に努めます。
- ② 関係機関の広報活動を支援するため、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行います。

(ケ) その他の普及啓発活動の推進

- ① 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（通称「高齢者マーク」）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努めます。
- ② 夕暮れから夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の要因である最高速度違反、歩行者の斜め横断などの事故実態・危険性等を広く周知し、道路利用者の安全意識の高揚と安全行動の実践を推進します。

また、季節や気象の変化に応じ、自動車及び自転車の前照灯の早期点

灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の活用を推進します。

エ 交通指導員の育成・強化

本町の交通安全指導における交通指導員の役割は非常に大きいことから、今後更に指導の充実を図るため、指導員の育成・強化を図るとともに、人員の確保を図ります。

オ 町民の交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と町民が連携を図りながら、町民の参加・協働を推進します。

(3) 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であることから、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者も含めた運転者教育等の充実に努めます。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育の充実を図ります。

また、運転者に対し、広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子どもをはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図ります。

ア 高齢者支援の推進

自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置の充実、地域公共交通の整備・拡充に努めます。

イ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等のキャンペーンを積極的に行います。

(4) 自転車の安全性の確保

「自転車も車両である」という認識の下、自転車と自転車利用者の安全の確保を推進します。

ア 安全利用の気運の醸成

毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、5月の「自転車の安全利用推進期

間」及び各季の「交通安全運動」等における啓発活動を通じて、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法の指導を受ける気運を醸成します。

イ 児童・生徒が利用する自転車への安全の確保

児童・生徒が利用する自転車の点検整備については、関係団体の積極的な協力を求めます。

ウ 夜間における交通事故防止

夜間における交通事故防止のため、灯火点灯の徹底と反射器材等の普及促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。

(5) 道路交通秩序の維持

悪質性、危険性の高い暴走行為を未然に防ぐことで、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体と連携し、暴走行為対策を推進します。

ア 暴走行為阻止のための対策

- (ア) 事前の情報入手に務めます。
- (イ) 暴走族等及びこれに伴う群衆が集まりやすい施設の管理者に協力を求め、集まらせないための環境づくりを推進します。

イ 車両の不正改造の防止

「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進を積極的に行います。

(6) 救急・救助活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に止めるため、救急医療機関と消防機関等の緊密な連携・協力関係を確保します。

ア 救助・救急体制の整備

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図ります。

イ 救急医療体制の整備

休日又は夜間における初期救急医療体制については、地域医師会の協力による在宅当番医制の実施に努めます。

(7) 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、事故により肉体的、精神的及び経済的に多大な負担が生じることに加え、家族などのかけがえのない生命が絶たれたりするなど、深

い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

自動車事故については、交通事故被害者等を救済するため、自動車損害賠償責任保険（共済）契約の徹底や広報・啓発を図ります。

また、自転車利用者が加害者となる事故に備え、被害者の救済を図るため、加入済みの保険内容の確認や損害賠償責任保険等への加入・更新について普及啓発を行います。

交通事故に関する相談を受けられる機会を充実されるとともに、事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進します。

ア 損害賠償の請求についての援助等

町の広報誌等により周知を図り、利用を促進します。

イ 交通災害共済への加入促進

わずかな掛け金で交通事故被害者に見舞金を支給する相互扶助制度である「岩手県市町村交通災害共済」の普及と加入促進を図るため、積極的な広報活動を行います。

ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れ防止のための広報活動を行います。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 踏切事故のない社会を目指して

1 踏切事故の状況等

当町では、平成9年の秋田新幹線の開業に伴い、踏切道の立体交差化、構造の改良等の整備が進み、近年踏切事故は発生していません。

2 交通安全計画における目標

【数値目標】 踏切事故の発生件数 0件

踏切事故を防止するため、今後も気を緩めることなく、踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、事故の発生を防止するよう努めます。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

1 今後の踏切道における交通安全を考える視点

踏切事故は、一たび発生すると重大な結果をもたらすことになります。

このことから踏切道で事故が起きないように、踏切道通行者の安全確保を図る対策を推進します。

2 講じようとする施策

(1) 踏切保安設備の整備

踏切道の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切予告標識、踏切遮断機の整備、特に交通量の多い踏切道については、障害物検知装置など事故防止効果の高い保安設備の整備について協議します。

(2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、踏切支障時における非常ボタンの操作方法等の緊急措置の広報活動を行います。

過去5年間の主要交通統計

雫石町内における過去5年間の基礎数値

項目		28年	29年	30年	元年	2年
人身事故 (件、人)	件数	20	30	21	21	11
	死者	0	1	0	1	0
	傷者	31	40	28	29	16
人 口 (人)		17,105	16,961	16,710	16,387	16,115
免許人口 (人)		11,677	11,596	11,478	11,327	11,215
免許取得率 (%)		68.3%	68.4%	68.7%	69.1%	69.6%
世帯数 (世帯)		6,236	6,322	6,344	6,348	6,371
車 両 数 (台)	乗用車	5,818	5,813	5,758	5,723	5,685
	軽自動車	7,456	7,410	7,388	7,142	7,128
	トラック	1,418	1,468	1,489	1,510	1,461
	バス	93	93	92	97	84
	特殊用途車	345	345	357	356	335
	二輪 (小型) 車	224	219	228	234	237
	原動機付自転車 (50cc)	799	753	697	670	639
	合 計	16,153	16,101	16,009	15,732	15,569
1世帯当たりの所有台数		2.59	2.55	2.52	2.48	2.44

資料提供 : 岩手県警察本部・盛岡西警察署

東北運輸局岩手運輸支局

雫石町町民課・税務課

雫石町内における態様別人身事故発生状況

〔単位：件、人〕

項目		28年	29年	30年	元年	2年
子ども	件数	1	0	2	1	2
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	1	0	2	1	2
高校生	件数	1	0	0	1	2
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	1	0	0	1	2
高齢者	件数	9	15	9	12	5
	死者	0	0	0	1	0
	傷者	6	14	5	6	3
歩行者	件数	0	4	6	0	0
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	0	4	6	0	0
自転車	件数	1	1	1	0	1
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	1	1	1	0	1
二輪車	件数	1	2	1	0	1
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	1	2	1	0	1
青少年 ドライバー	件数	2	3	1	2	0
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	6	5	1	3	0
高齢 ドライバー	件数	8	7	6	10	3
	死者	0	0	0	1	0
	傷者	13	13	10	12	5
飲酒運転	件数	0	1	0	0	0
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	0	1	0	0	0
夜間 (16時～7時)	件数	5	7	4	4	0
	死者	0	0	0	0	0
	傷者	10	8	5	7	0

資料提供：岩手県警察本部・盛岡西警察署